



宮城県（仙土）指令第 1649 号

仙台市

令和 2 年 1 月 15 日付けで申請のありました河川敷の占用については、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 24 条の規定により、裏面の条件を付けて下記のとおり許可します。

令和 2 年 3 月 4 日

宮城県仙台土木事務所長



記

- 1 河川の名称 一級河川名取川水系大倉川
- 2 占用の目的 避難所及び地域行事の利用（旧大倉小学校校庭敷地）
- 3 占用の場所 仙台市青葉区大倉字墓前堰の沢 地内
- 4 占用の面積 12,580.53 m²
- 5 占用の期間 令和 2 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

(教示)

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、宮城県知事に対し行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）の規定に基づき審査請求をすることができます。

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内（この処分についての宮城県知事に対する審査請求を行った場合には、この審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 ヶ月以内）に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの処分についての取消訴訟を提起することができます。

担当：総務部行政第二班

電話：022-297-4118

台帳番号：3150008
更新番号：102

条 件

- 1 許可期間中は、仙台土木事務所長（以下「所長」という。）と常に連絡をとり、その指示に従うこと。
- 2 許可に係る行為に起因して、河川管理施設又はその他の工作物に損傷を与えたときは、所長の指示を受け、自らの費用をもって原形に復旧し、又は損害の賠償をすること。
- 3 許可期間中は、所長と協議し、許可に係る土地と隣接地との境界を明示する措置をとること。
- 4 許可を受けた者は、施設に関し、通常時において適切な維持管理に努めること。
- 5 許可を受けた者の費用をもって、行為の箇所の見やすい場所に、河川名、許可年月日、許可の内容等を明記した河川管理規則（昭和 51 年宮城県規則第 14 号。以下「規則」という。）第 11 条に定める許可済み標識を設置すること。
ただし、所長が認める場合には、設置箇所と設置方法を届け出て、許可済標識に記載すべき事項と同一の事項を記載した標示であって、当該工作物の大きさに応じた適切な大きさの標識を設置することができる。
- 6 許可を受けた者は、洪水、暴風雨、地震その他の原因により施設に異常かつ重大な状態が発生したときは、所長（電話番号 022-297-4118）に速やかに連絡すること。
- 7 占用期間が満了したとき又は占用を廃止したときは、所長の指示に従ってその場所を原状に復し、所長の検査を受けるとともに、規則第 12 条に定める占用廃止・期間満了届を提出すること。
また、許可期間満了した後も占用を継続する場合は、期間満了の 1 か月前までに、この許可書の写しを添えて許可申請すること。
- 8 河川法第 75 条第 1 項又は第 2 項第 1 号から第 3 号までの規定に該当することにより、許可の取消し等が行われたときは、所長の指示に従って、許可を受けた者の負担で原状回復等の措置をとること。
- 9 本件許可の内容を変更すべき事由が生じたときは、遅滞なく許可の変更を申請すること。

様式第 12 号（第 11 条関係）

許 可 済 標 識		
河川名	級河川	水系
許可の内容	河川法第 条の規定による許可	
許可の概要		
許可を受けた者の 住所及び氏名		
所管土木事務所名	宮城県仙台土木事務所	
50 cm		

40
 cm

備考 1 「許可の内容」については、許可を受けた条文をすべて記載すること。

2 「許可の概要」については、占用又は行為の種別、面積、数量等許可を受けた事項について記載すること。